

機関番号：12401

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008 ～2010

課題番号：20730567

研究課題名（和文）

オーストラリアのトランジションにおける学校教育機能；福祉、雇用との連関

研究課題名（英文）

Australian School Roles for Students with Disabilities in Transition from School to Adult Life; considering on the relation with welfare and employment

研究代表者

山中 冴子（YAMANAKA SAEKO） 埼玉大学教育学部・准教授

研究者番号：90375593

研究成果の概要（和文）：

オーストラリアは、1990年代に入るあたりから学校を中心として障害のある生徒のトランジションを支援する体制が整えてきた。しかし学校は福祉や労働といった関連分野との連携を不可欠とするため、これらの影響を強く受けた。具体的には、リテラシー・計算力の向上が目指され、職業教育訓練への傾斜が顕著となった。

学校のカリキュラムにも産業界のニーズを浸透させることが求められ、学校教育機能は雇用に必要なスキルやコンピテンスといった観点から細部にわたって規定された。学校独自の意義や価値について再考が求められる。

研究成果の概要（英文）：

Schools are required to have board kinds of transition support for students with disabilities. However, because the transition support in schools is related to employment and welfare sectors, it means schools cannot help being influenced by these trends.

In Australia, to let persons with disabilities be “productive”, literacy / numeracy and work competences occupied central position in school curriculum for smooth transition. It is said that industrial needs penetrate into details of school education. In other words, school’s roles for transition support are also regulated by the employability view. Now it is necessary to rethink about the original value and meaning of school education considering the basis of transition theory.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	431,633	129,489	561,122
総計	1,431,633	429,489	1,861,122

研究分野：特別支援教育

科研費の分科・細目：

キーワード：オーストラリア、トランジション、障害

科学研究費補助金研究成果報告書

1. 研究開始当初の背景

障害生徒の学校教育をその後の生活にかにつなげるかといった、いわゆるトランジションは古くて新しい課題であり、従来から作業学習と有機的にかかわらせつつ、職業教育・訓練、進路指導・学習、また近年ではキャリア教育など、障害生徒の進路保障にまつわる理論と実践が蓄積されてきた。

国際的にも 1981 年の国際障害者年を契機として、トランジション理論や実践は発展した。最終目標を雇用に限定せず、障害生徒本人の希望やニーズ、彼らが暮らす地域を考慮すること、また、キャリア形成に寄与する必要性が確認されてきたし、実務上でも関係機関の縦割りの対応を取り払った連携のあり方が模索されている。さらに今日では、トランジション支援はインクルーシブな社会を形成する上で欠かすことの出来ない要件とされ、改めてそのあり方が問われている。

2. 研究の目的

トランジション支援に際して、障害生徒を前もって準備する学校教育の役割は特に大きい。しかしながら、個々の障害生徒のニーズに基づいて、雇用や福祉といった領域と多様な連携が求められるトランジション支援においては、学校の中身が関連領域のあり方に左右される可能性は否めない。それにもかかわらず、この点はこれまで十分に検討されて来なかった。障害者雇用、障害者福祉、障害者教育と個別に扱われてきた領域を、いま一度、トランジション支援という観点から総合的に考察し、学校教育との関係性を精緻に洗い出す必要がある。

本研究では、オーストラリアに着目する。同国のトランジション支援について、教育・福祉・雇用に一体化して捉えた上で、学校教育の機能を突き止めようとする大がかりな

研究はこれまで皆無であった。障害生徒の一生涯を見越した支援を、社会的マイノリティを大切にするとされる同国が具体的にどう実現しようとするのかについて明らかにすることは、同国の障害生徒へのまなざしを、更には学校という機関に付与された役割を如実に解き明かすこととなる、挑戦的な研究の開拓である。

3. 研究の方法

オーストラリアの障害者施策において、各州が高い自律性のもとに特色ある施策・実践を展開しているが、国としての方向性は連邦政府レベルで策定される。具体的には、教育と福祉は連邦政府から用途が一定程度限定される助成を受けつつ各州で管轄し、雇用は連邦政府が直々に管轄している。トランジション支援には、これらすべての領域が関係することは言うまでもない。

そこで、本研究ではオーストラリア連邦政府レベルに着目し、以下のような資料収集と分析を行った。

(1) 障害者雇用関連施策

① 大規模な障害者施策改革に着目して

同国の障害者施策は、1970 年代（1974 年「障害者支援法」）、1980 年代（1986 年「障害者サービス法」）、2000 年代（「福祉から雇用へ」改革）と 3 度の転換期があるそれぞれの改革内容がわかる資料を収集・分析することで、同国の障害者施策全体を貫く思想と、障害者雇用の位置付け方を考察した。

② 職業リハビリテーションの観点から実施された就労移行支援に着目して

連邦政府が就労移行支援に乗り出したのは 1960 年代からであり、職業リハビリテーションの観点によった。このことについて資

料を収集・分析し、どのような理念の影響を受け、いかなる支援内容が組み込まれたのかについて検討した。

(2) 障害者教育関連施策

① 障害児教育の位置づけに着目して

連邦政府レベルの教育行政で障害児教育が課題に上がるのは1970年代であり、「教育の機会均等化」がキーワードであった。この時代から今日に至るまで、連邦政府レベルで障害児教育がどのような位置を与えられてきたのか変遷を押さえるため、関係する審議会の資料を収集・分析した。

② 障害児教育全国調査

1980年代に入るところには、障害児教育の全国的状況を把握すべく、大規模な調査がいくつか行われている。全国調査はその後の連邦政府の施策の在り様に影響を与える。そのため、調査を収集・分析し、学校教育段階における就労移行支援につながる取り組みを洗い出した。

③ 生徒の「教育の結果」に着目して

障害児教育は教育施策一般の動向とともにあり、「教育の機会均等化」から「教育の結果」への追求といった施策の転換の影響をもろに受けた。これらは学校教育の役割をかなりの程度規定していくものと考えられる。そこで「教育の結果」を規定する各種文書や、関連する審議会の報告書を収集・分析した。

4. 研究成果

(1) 障害者施策の3つの転換期

連邦政府レベルでの第1の転換期は、1974年「障害者支援法 (Handicapped Persons Assistance Act)」にみられる。これまでは、保護雇用の場や住居施設の提供を行う資格ある団体に対する補助が主であったが、この

法律により、そのような場における活動や療法の実施、リハビリテーションの補助となるようなレクリエーションを行う団体に対して、国の補助が明記された。保護雇用を主たるゴールとし、それに向けたリハビリテーションを支援することを基本的内容としたのである。

第2の転換期は、1986年「障害者サービス法 (Disability Services Act)」にみられる。この法律は、①「制約が最小限の代替案 (least restrictive alternative)」を出すこと、②改革には「消費者の参加 (consumer participation)」を促すこと、③障害のない人が利用するサービスを修正する形で利用可能なものとする、以上3点を目指した改革のもとに誕生した。ノーマライゼーション理念の上に、消費者がどのような結果を得ることになるのかを見据えたアプローチ (consumer outcomes approach)」を普及させること、まさにサービス提供側の観点ではなく消費者としての利用者個人の観点へ、サービス提供のプロセスではなくサービスによってもたらされた結果へと、施策のパラダイムシフトが要求された。これにより、同国の障害者施策は、従来の施設中心、保護雇用中心のものから、地域重視、援助付き雇用並びに一般雇用の重視へと転換した。

そして第3の転換期は、2006年の「福祉から雇用へ (Welfare to Work)」改革である。改革の柱は、①就労可能な人に対して求職活動を義務とする (フルタイムにこだわらず、パートタイムの職を探すこと)、②職に就くための支援サービスを充実させる、③年金等支払いに対して新しいアプローチを採用する (パートタイムで就労可能な者には就労支援の枠組みでの支払いとすること、就労による報酬を改善させること)、④上記のような新たなルールを遵守するための枠組みを改

善すること、⑤雇用者への支援を充実させること（障害者等雇用を推進するための支援を行う）、以上である。

このように、それぞれの転換期で障害者雇用と就労移行支援は、常に重要課題とされてきた。ノーマライゼーション等の福祉理念の影響は小さくない。しかし、とりわけ 1980 年代からの動向においては、国家経済の状況とそれへの対応が福祉理念以上に大きく影響したといえる。

（2）経済状況への対応

1980 年代に入ると、同国は国際的な不況のあおりを受けて、若者を中心とする失業率の高さに悩まされるようになる。労働党政権も保守党政権も、基本的には「小さな政府」を推進することで経済のグローバリゼーションにおける国内経済の悪化に対処しようとした。経済の自由化、福祉の削減、民営化の奨励などを推進し、経済効率を重視する姿勢、いわゆる経済合理主義（economic rationalism）は、福祉や教育の在り方を大きく規定していった。

雇用に関して、これまでは保護雇用の場の少なさが主たる課題として挙げられることが多かった。しかし 1980 年代の改革では、障害のない人との統合された場を柔軟につくっていくことを含め、より競争的な雇用機会を提供する必要性を述べ、雇用者に障害者を雇用するためのインセンティブが欠如していること、障害年金が就職の動機を弱めていること、職場での継続的支援や関係者の訓練が不足していることなどを課題として挙げている。

「福祉から雇用へ」改革の背景には、1996 年代以降、同国の経済が持ち直したことを受けて、1970 年代から増加の一途をたどってきた生活保護受給者についての懸念があった。

とりわけ、ひとり親家庭と障害者の失業率がなかなか低下しないことが問題視された。当時、就労可能な年齢で生活保護を受けている 260 万人のうち、積極的に仕事を探しているのは 15%に過ぎない状況にあった。連邦政府は、高齢化により就業人口の減少が予想される中でも現在の生活水準を保持するために、持続可能な福祉システムの構築に向けて就業人口を増加させ、福祉依存を減少させる必要性を訴えたのである。

（3）教育課題としての就労移行

連邦政府レベルでは、社会保障省と教育省がそれぞれ、就労移行支援に関心を寄せてきた経緯がある。

1970 年代には先の「障害者支援法」を背景に、社会保障省自ら職業リハビリテーションの観点から就労移行支援を行うセンターを各地に設立し始めた。

教育に目を向けると、障害児教育の全国調査から、通常学校でも特別学校でも職業体験（Work Experience）が様々な実施されており、各学校と地域の企業との連携が既になされていることがわかった。これを受けて、1980 年代に入るところには、就労を含む卒業後の生活を見越した取り組みを、改めて学校役割の一つとして認識するようになった。たとえば、1979 年の学校審議会の委嘱研究報告書では、卒業後の生活への移行を一生涯という長いスパンを念頭に支援するという必要性を述べ、職業並びに余暇活動への準備を学校の任務の一つとして挙げている。そして、先の職業リハビリテーション機関との連携が必要であることも述べられた。

（4）「教育の結果」の追求

障害者施策の第 2 の転換期とほぼ時期を同じくして、経済合理主義的観点から大規模な

教育改革が行われた。これまで「教育の機会均等化」をスローガンにしてきた同国は、改革を機に「教育の結果」の明確な追求へと教育施策の方向性を大きく転換した。それにより、国家的調整の下、文化的、社会的、経済的ニーズに対応できる人材育成を目指して学校教育に求められる内容が記され、とりわけ、リテラシーと計算力、問題解決能力、情報処理能力等の獲得と、職業にかかわる教育が重視された。

障害児を含む教育上不利な立場にある子どもたちへの支援も、リテラシー・計算力の向上という目的に直接的にリンクさせた予算枠組みで行われた。先に述べた 2006 年の「福祉から雇用へ」改革では、「職に就くための支援サービスの充実」の文脈で、学校教育におけるリテラシーや計算力向上にかかわるプログラムを一層強化していくことが述べられている。(現在でもリテラシー・計算力の重視は変わらないが、予算枠組みは変更されている。)

(5) 就労に必要なコンピテンスとスキルの規定

就労移行支援で重視されるもう一つは、職業教育訓練である。

経済合理主義的改革を受けて、マイノリティを含めすべての生徒を対象として、ただ職業体験の機会を保障するだけでなく、産業界で必要とされる能力 (competencies ; 以下、コンピテンス) を規定し、それを学校教育段階から確実に身につけさせることが強調されるようになった。数あるコンピテンスの中でもオーストラリア経済において職種を問わず有効なものとして、①情報を収集分析する、②意見交換や情報交換をする、③活動を計画し組織する、④他者と、もしくはチーム内で働く、⑤数学的考えと技術を使う、⑥問

題を解決する、⑦科学技術を使う、⑧文化を理解する、以上 8 つがキー・コンピテンス (Key Competencies) として定義された。繰り返すが、障害のある生徒も例外ではない。障害者も「生産的な」存在になりうるとして、就労移行支援の取り組みが推奨された。

2002 年には上記を踏まえつつ、「就労に必要なスキル (Employability Skills)」が規定された。これは仕事を得るためだけでなく、職場内で自身の可能性を開花させ、職場の戦略や方向性に貢献するためのスキルとして定義される。具体的には①コミュニケーション、②チームワーク、③問題解決力、④進取の気性、⑤計画力と実行力、⑥自己管理、⑦学習、⑧技術、以上 7 つのスキルが相当し、学校でもカリキュラム全体を通してこれらを身につけるための取り組みがなされるべきことが述べられた。

(6) トランジション支援における学校教育機能とは

これまでに築き上げられてきたトランジション支援における学校教育機能は、以下のようによまとめられよう。

1970 年代は保護雇用を念頭に就労移行支援の必要性が認識されたが、職業リハビリテーション機関と学校はそれぞれ独自に支援を行っていた。1980 年代には、ノーマライゼーションの実現に向けて地域や連携がキーワードとなり、援助付き雇用や一般雇用が重視されるようになった。一方、同時期の経済合理主義の採用により、とりわけ学校教育では「生産的な」障害者像をもって、特に 1990 年代から、リテラシー・計算力の重視とコンピテンスの獲得を目指す職業教育訓練への傾斜が顕著となった。これまでのように、実際の職業教育訓練のために関係機関と連携するとどまらず、学校のカリキュラムに

産業界からのニーズを浸透させることが求められた。2000年代も半ばからは「福祉から雇用へ」改革の観点から障害者雇用と就労移行支援は一層重視された。スキルやコンピテンスといった考え方がトランジション支援の中身を細部にわたって規定し続けている。さらに言えば、学校教育機能自体も大きく規定しているといえるであろう。

たとえば、コンピテンスの規定については、行動主義的人間観を貫くものであるとか、特定の価値から自由になり得ず政府や産業のニーズのみを重視しているといった指摘がなされている。スキルに対しても、根本的には同様の指摘が可能である。まさに、学校教育の意義や価値について、再考が迫られているといっても過言ではない。

2008年、連邦政府は再び労働党政権となった。ソーシャル・インクルージョンを目指す労働党は、1990年代からの差別是正に向けた取り組みを踏まえ、国際的にも早い段階で障害者権利条約を批准した。そして、保守政権が推し進めてきた福祉並びに教育施策の見直しに着手した。たとえば障害者の就労移行支援は、対象者に限定をかけず、必要な際に即支援を開始できるようなウェイティングリストをもたない体制づくりが進められるなどしているが、これまでの制度を土台としたうえでの修正であり、今のところ根本的な転換があるわけではない。教育においても、メルボルン宣言や「就労に必要なスキル」を重視している。

学校からその後の生活への円滑なトランジションを目指すうえで、一生涯という長期のスパンで、地域や文化などの背景を踏まえながら、障害者やその家族の思いを真ん中に置き、職業的自立に固執しない多様な自立形態を尊重し、キャリア形成を支援することの大切さは、多くの論者が指摘してきたことで

ある。加えて、教育、福祉、労働と、関係する分野が横断的にかかわることが必須であると同時に、個々の発達状況を丁寧に把握する学校は中心的な位置づけがなされてきた。今後はこの理論に今一度立ち返り、実践サイドのコンフリクトを丁寧にみていくことが求められるであろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

・ 山中冴子 「オーストラリアにおける障害者雇用と学校教育の連関に関する一考察～連邦政府レベルの施策動向から」『総合社会福祉研究』(総合社会福祉研究所) 第39号 (印刷中)

[学会発表] (計0件)

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

[その他]

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

・ 山中 冴子 (YAMANAKA SAEKO)

埼玉大学・教育学部・准教授

研究者番号：90375593

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし